

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年8月10日)

○ 小林博次委員長

おはようございます。ただいまから防災対策条例調査特別委員会を開かせていただきます。

きょうの主な議題は、7月5日から8月3日まで実施しましたパブリックコメント、これに対する回答と対応をきょうの議題にさせていただきます。

そして、先月の6月11日に塩浜地区にお邪魔をさせていただいて、意見交換をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、順次、きょうの議事に入っていきたいと思います。

それでは、まず第1点目のパブリックコメントに対する回答について話を進めていきたいと思いますが、パブリックコメント、16名の方から78件の意見が寄せられて、かなり専門的なところもありましたから、集約にかなり手間取っていました。

正副委員長のサイドで事前に調整、素案の修正も、条例上の修正なんかについても整理をさせていただきましたので、あわせて説明させていただきます。

それでは、まず、パブリックコメントの中で出ていました自治会、条例素案の中には自主防災組織という中に自治会も入っているという理解で進めてきましたが、やっぱり自主防災活動を自治会と自主防災組織でやっていく、この2本立てでやっていくところもあるようでございますので、条文の中に自治会という名前が入っていないところがありましたから、これを挿入させていただくと、条文の中で7カ所、解説の中で15カ所、用語の中で1カ所、自治会という日本語を追加させていただいたらどうなのかなと、こんなことがありましたから、事務局からちょっと説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

では、ご意見に対する回答案につきまして、正副委員長により事前に整理いただきましたのでご説明させていただきます。

まず、資料の確認からさせていただきたいと思います。

事項書をめくっていただいて、お手元のA3資料、こちらがパブリックコメントへの回答案一覧という形で作っております。14ページございます。その後ろに、その回答案に同期する形で条例素案への修正箇所をまとめた内容として、この四日市市防災対策条例

(素案) 修正箇所という資料をご用意しております。その後ろ、こちらのほうは、パブリックコメントを募集をかけた時点での条例の素案、あと、その後ろが骨子素案ということで、参考の資料としてご確認をしていただくものとなっております。その後ろが、今現時点における行政要望のほうをつけさせていただいております。

まず、戻っていただいて、回答案、A3資料のほうのご説明をさせていただきます。

こちら、左側の欄にいただいたご意見の内容を記載させていただいております、右側にご意見に対する回答案について記載させていただいております。

この回答案と同期する形で、正副委員長のほうにはご検討をいただき、何らかの対応を行う必要があると思われる意見については、先ほどの素案修正の整理をいただいております。

表の中の右側、見ていただくと、素案と要望という欄があるんですけども、こちら、素案の修正対象である意見について、この素案のところに丸印をつけております。

行政要望としましては——ちょっと先ほど見ていただいたかもしれませんが——新たな項目として、今現在、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の反省を踏まえた対策の実施という項目出しのみさせていただいております。こちらにつきましては、今後、検討の中で具体化していただくという形になっております。

これまでのご議論いただいた行政要望につきましてもご意見を受けまして、再度ご検討いただくこととなりますので、その参考として、表の右側、要望というところに関連するようなご意見の場合には、今現在、丸印をつけてございます。

では、いただいたご意見を条例の条項ごとに振り分けた数というものを申し上げさせていただきます。

こちらは、いただいている回答案の左側、条数と条項の記載でご確認をいただけます。

まず、条例案の全体もしくはその他のご意見として、22件のご意見をいただいております。

その後、前文については2件のご意見をいただいております。

その後、第1条、目的については1件のご意見をいただきました。

第2条、定義については3件のご意見をいただきました。

続いて、第5条、市民の責務については1件のご意見をいただきました。

続いて、第7条、市の責務については1件のご意見をいただきました。

続いて、第8条が2件のご意見、続いて、第9条が5件のご意見、第10条が1件のご意

見、続きまして、11条が1件のご意見、12条で1件のご意見、13条で2件のご意見、続いて、第14条で2件のご意見、第16条で1件のご意見、第17条で1件のご意見、第18条で4件のご意見、第19条で1件のご意見、第20条で2件のご意見、第21条で4件のご意見、第22条で9件のご意見、第24条で6件のご意見、第26条で2件のご意見、第29条で2件のご意見、第32条で1件のご意見、第35条で1件のご意見という形でいただいております。

ご意見の内容と、その回答でありますご意見に対する考え方については非常に数が多く、読み上げ自体が困難であるため、省略のほうをさせていただいております。

委員の皆様には事前にご確認をお願いしておりますので、このまま説明を進めさせていただきます。

では、ご意見の内容を受けまして、条例素案を修正する必要があると思われる部分についてご説明をさせていただきます。

続いて、回答案をめぐっていただいて、四日市市防災対策条例、修正箇所とあります資料をごらんください。

こちら、表紙のほうに修正内容の概要を記載しております。

まず、1点目が自治会の条文素案への追加でございます。

これまでの条文素案では、地域における自助、共助を担う組織として、自主防災組織を条文に表記しておりましたが、自治会についても大きな役割を果たしているという実態があるため、自主防災組織の記載のある条文、解説において、自治会を並列的に表記することとしました。

2点目が豪雨等の災害対策の強化でございます。

平成30年7月豪雨での被害は非常に大きなものとなり、これらの反省を踏まえ、対策を強化していくため、既存の条文である「総合的な治水対策」を「水害対策」と改め、内容を拡充させるとともに、新たに土砂災害対策の条項を設けることとしました。

3点目が表題の修正でございます。

第22条、こちら、以前は「避難所の整備等」という表題となっておりますが、条項の内容として「指定避難所の整備等」とすべきとの判断から変更するものでございます。

では、1点目の自治会の条文追加について、詳細を説明させていただきます。

まず、開いていただいて、2ページをごらんください。

こちら、定義の条ですけれども、自主防災活動の定義において、自主防災活動の主体をこれまでの自主防災組織のみから、自治会を加える形での修正を行っております。

続いて、3ページをごらんください。

こちらは、自主防災組織が表記ある条項について、並列的に自治会を追加する形での修正を行っております。こちら、条項で1点、解説のほうで2カ所ございます。

めくっていただいて、4ページ、こちらから14ページのほうまでは、基本的に同様の趣旨のもと、修正を行っております。

こちら、修正箇所のみ申し上げさせていただきます。

まず、4ページのほうにつきましては、条項が1カ所で、解説としては1カ所ございます。

その後、第5ページのほうにつきましては、条文で1カ所、解説で2カ所のほうの修正を行っております。

続く6、7ページ、第17条、物資等の確保及び供給の計画策定、こちらにつきましては、条文で1カ所、解説のほうで2カ所修正させていただいております。

続いて、8ページから9ページにかけての第18条、自主防災活動への支援、こちらにつきましては、条文で1カ所、用語、解説のほうで6カ所。加えて、こちらのほうは自主防災活動の条項となっておりますので、自主防災活動が自治会による活動を含むような形での文言の整理を行っております。

続きまして、第10ページから11ページ、こちら、第20条、要配慮者への支援、こちらは用語の部分において、1カ所のみ変更させていただいております。

続いて、第12ページから13ページの第21条、避難対策、こちらのほうが条文で1カ所と解説のほうで1カ所、修正をさせていただいております。

最後、14ページ、第23条、災害ボランティアの受入れ等、こちら、条文で1カ所、解説で1カ所のほうの修正を行わせていただいております。

以上が自治会の条文追加の内容となっております。

続いて、2点目の豪雨等の災害対策の強化による条文修正・追加でございます。

では、15ページをごらんください。

こちら、既存の第24条、「総合的な治水対策」を「水害対策」と改め、内容を拡充する形で修正を行っております。

修正部分について読み上げさせていただきます。

水害対策。

第24条第1項、市は、国、県、市民等及び事業者と連携し、及び協働して、豪雨等によ

る浸水の被害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせた水害対策を推進するものとする。

第1号、第2号は省略させていただきます。

第3号、浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策。

第2項、市は、市民等及び事業者が浸水の未然防止及び被害の最小化のための対策を適切に行うために必要な普及啓発及び支援を行うものとする。

第3項、市民等及び事業者は、浸水に関する情報を収集するとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めなければならない。

第1項、解説。本市は、これまで伊勢湾台風（昭和34年）や昭和49年の集中豪雨のほか、近年では東海豪雨（平成12年）など、多くの市民等の皆さんが避難を余儀なくされる浸水被害を経験してきたことを踏まえながら、河川や下水道の整備、改修を計画的に進めています。

近年は、世界的な気候変動の影響から長時間にわたり降雨をもたらし続ける集中豪雨が全国で発生しており、平成30年7月豪雨では、西日本を中心とする多くの地域で河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える甚大な被害をもたらしました。短時間で局地的に大量の降雨をもたらすゲリラ豪雨も多く発生しており、深刻な豪雨が本市において発生する危険性は非常に高くなっています。加えて、都市化に伴う保水・遊水機能の低下による浸水被害の拡大や冠水時間の長期化も懸念されます。

本市が将来にわたって、豪雨等による浸水被害を防止、軽減していくためには、河川や公共施設などの管理者である国や県、市民等や事業者の皆さんと連携、協働して、力を合わせて水害対策を推進する必要があることから、本条を規定しました。

なお、具体的に推進する対策については、次の（1）から（3）のとおりです。

（1）と（2）につきましては、修正のほうの対象となっておりませんので割愛させていただきます。

（3）として、浸水の発生に備える対策。

（3）浸水が想定される区域等に関する情報の周知その他浸水の発生にあらかじめ適切に備える対策。

浸水が想定される区域や過去の被害履歴に基づく水害ハザードマップの周知を初め、災害情報の素早く伝達するための体制の整備、洪水等に伴う流量の増加、水位上昇に対処す

る各施設の整備を行います。

第2項関係。

豪雨等による浸水被害を最小限に軽減させるためには、本市による取り組みだけでなく、市民等や事業者の皆さんにも浸水の発生に備えた対策を実施していただくことが重要となります。

本市は、雨水ますや側溝の清掃などの具体的な取り組みの事例の紹介や防災資材の備蓄を通して、市民等や事業者の皆さんが浸水を未然に防止し、被害を最小化するための対策を適切に講じていただくために必要な普及啓発や支援を行っていくことを本項で規定しました。

第3項関係。

本市は、浸水の危険がある場合には、早期の避難勧告等の発令に努めますが、命を守っていただくためには、市民等の皆さん自身の判断によって、適切な避難行動をとっていただくことが重要となります。

市民等や事業者の皆さんには、適切な避難行動をとっていただくため、あらかじめ水害ハザードマップ等の浸水が想定される区域等に関する情報や避難情報を収集していただくとともに、避難することができる場所、避難経路及び避難の方法について確認するよう努めていただくことを本項で規定しました。

続いて、17ページ、18ページにつきましては、他自治体の事例の参考例となっております。

続きまして、19ページ。こちら、全て新しい条として設けさせていただいております。

では、読み上げさせていただきます。

土砂災害対策。

第25条、市は、土砂災害から市民の安全を確保するために、国、県及び防災関係機関と連携し、危険箇所の把握及び周知、警戒避難体制の整備等の総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

解説。

第1項関係。

土砂流出、急傾斜地崩壊、山腹崩壊などの土砂災害は、発生の予測が難しく、発生と同時に大きな被害をもたらします。また、大規模な地震や豪雨等が原因となることが多く、二次災害として発生することによる被害の拡大が懸念されます。

近年は、長時間にわたり降雨をもたらす続ける集中豪雨が相次いでおり、それらが原因となって発生する土砂災害も深刻化しています。平成30年7月豪雨では、広島県などで土砂災害が発生し、多くの方が犠牲となり、道路や鉄道にも大きな障害をもたらしました。本市においても同規模の集中豪雨が発生した場合には、深刻な土砂災害が発生するおそれがあります。

土砂災害が発生する危険性が高いと認められる区域については、三重県が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定していますが、指定でない区域であっても過去に被害を受けた事例は多数存在しているため、本市全域での土砂災害への警戒をお願いします。

本市は、土砂流出、急傾斜地崩壊、山腹崩壊及び土石流等の土砂災害を防止するため、国、県、防災関係機関と連携し、危険箇所の把握、周知とともに警戒避難体制の整備など、総合的な地盤対策を推進することを本項で規定しました。

本市は防災マップの作成による危険箇所の啓発活動やパトロールをはじめとする警戒避難体制の整備などのソフト対策を主に担うこととなりますが、土木工事などのハード対策についても国や三重県への要請を通して、適切な対策の実施を推進していきます。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、三重県が指定し、本市が警戒避難体制等を整備します。

土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

他自治体の参考事例につきましては、手前、水害対策の内容と重複しておりますので、そちらのほうをご確認ください。

説明は以上になってございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

パブコメに対する回答と、それから、修正についても一遍に提案をさせていただきました。

今から順番にパブコメの回答に対する質問から受けていきたいと思いますが、配信したのが遅かったので、時間の関係できちっと読み取っていただけたかどうかというのはわ

かりませんが、きょうのところ、意見を聞かせていただいて、質問を聞かせていただいて、整理できるところはきょう整理をし、整理できないところについては、後日改めて次の委員会で対応させていただく、そんなことで進めさせていただきたいと。

それから、申しおくれましたが、傍聴者がお入りいただきました。

それから、平野委員と村山委員が欠席の連絡があります。豊田委員については、多分おくれるのではないかと予測しています。

このパブリックコメントの回答、コメントを見させていただいたら、平行する意見とか、若干ニュアンスが違うのかなという意見とか、1本にきゅっと集約するのが極めて難しいもの中にはありましたから、そのあたりはお互いこれから知恵を絞って、対応、対策を考える。

それから、自治会という、我々が今まで思っていました防災組織でこういう対策を地域でやっているというふうに、自治会も含めてという理解をして、条例上、うたい込みましたら、いやいや、やっぱり自治会も別に役割を果たしていると、こういう問題提起がありましたから、これは並列で書いたほうが正確かなと、こんなことで皆さんの意見を聞く前に、ここで修正箇所として提起させていただきました。

それから、パブコメの中にもありましたし、先般の西日本の集中豪雨、これについて治水対策でうたっていましたが、やっぱり水害対策と土砂災害とを分けて表記するほうが正確だなと、土砂災害のほうが議論としてはちょっと薄かったかなというふうに思っていますので、そんなふうな修正を提出させていただきました。

あわせて意見があれば、そうしたら、聞かせてください。質問、意見、どちらでも結構ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 早川新平委員

防災対策条例素案の修正箇所のところですが、19ページの解説のところの上から6行目、今、委員長もおっしゃいましたけれども、西日本豪雨というのを使われました。ここでは、平成30年の7月豪雨と書いてあって、これ、新聞各社も統一まではされていないというふうに私は思っています。

振り返ってみると、東日本大震災のときでも、名称がはっきり決まるまでにかかなりの時間があったかなと。東北大震災とかいろんな名称があって、ここが平成30年7月豪雨で、これを使うのがええのか、それとも正式に西日本という。新聞の系列では使っている言葉

が違って、テレビでもやっぱりその系列で使うところと使っていない思惑があるので、これは今つくるのであれば、入れなあかんのかわからんけど、例えば政府のほうで3カ月後ぐらいには正式な名前として統一すると出れば、かえておいたほうがいいんじゃないかなと。そこがちょっとひっかかったところがあります。

もう一点、よろしい。

それから、先ほどから自治会と自主防災組織を別にわざわざしていただいたんだけど、自治会の中では、防災対策のところの一つの社会福祉協議会と自主防災組織と自治会とというすみ分けがあるので、反対はせえへんけれども、そこまで自治会、自治会、自治会って入っていくと、逆に、僕、ちょっと危惧するところがあって。自治会ってこんなことまでも全部入ってくるのかと、ただでさえ今は自治会役員のなり手がいないのに、自治会の何たるかをご存じでない地域の方、嫌悪感を示されているところに、ここで自治会が出てくると、余計に拒否感が出てくるんじゃないかなと。

別に委員長がおっしゃったとおり、確かに全部自治会は抜いているんじゃないしに、自主防災組織の中には自治会って必ずかんでいるという前提の中で話をしてきたので、そこまで自治会を入れなきゃあかんのかなと。これは反対はしていないんですけれども、ちょっと危惧するところがあるという意見で言わせていただきました。

以上、2点です。

○ 小林博次委員長

1点目の平成30年7月豪雨、正式名称がうんと後でしか決まらないので、日にちは間違いないので。新聞論調でいくと、西日本集中豪雨。ですから、もし改めるとすれば、平成30年7月西日本豪雨。

○ 早川新平委員

網羅している。

○ 小林博次委員長

両方ともありますね。

事務局、自治会のほうも含めて、ちょっと検討結果を。

○ 西口議会事務局課長補佐兼調査法制係長

1点目の豪雨の名称ですけれども、今、ちょっと気象庁のほうのページを確認させていただきましたけれども、平成30年7月豪雨という名称を既に気象庁のほうで定めておりますので、そちらの名称で統一をさせていただきたいと思います。

○ 早川新平委員

気象庁が決めたので、それ、気象庁の呼び名であって、政府の正式見解なのかなというのが。それをちょっと危惧しておるだけで、別に反対はしていないんですよ。わかるんだけれども、新聞報道でも中日系とか何々系で、7月豪雨って使っているところと西日本豪雨って使っているところがあるので、その辺、反対はしませんけれども、意見として。

○ 小林博次委員長

ちょっと心配するのは、豪雨が1回で終わってくれたらいいですけれども、悪く、また西日本豪雨が出てきたときに、それはどうやって整理するかなと。

○ 早川新平委員

だけど、これは作成した当時の、例えば8月10日現在とか入れておかんと、やっとありました、9月にまた出ましたというのも可能性はあるので。そんなのを言うておったら切りがないと思いますよ。意見だけですけどね。

○ 小林博次委員長

それと、自治会。

○ 伊藤議会事務局主事

今現在の対応としましては、確かに自治会が自主防災組織と密接な関係を築いているところがほとんどの地域でありますので、これまでのご議論の中では、自主防災組織の中に自治会としての活動も一部含まれるというような形での整理を行っておったところですが、それが地域によって役割の分担というのがまちまちなところがございまして、そういったご意見を今回、市民の方からもいただいておりますので、今現在としましては、併記をする形で整理を図っておるというところでございます。

○ 小林博次委員長

我々の理解としては、自主防災組織の中に自治会も入って、自治会長さんも入って活動されているということで今まで論議をしてきたんですけれども、自治会連合会のほうから、これは自治会が入っていないやないのという格好で。自主防災組織がきちっと機能していないところは自治会長が対応しているということがあって、どうしても入れやなあかんのかなと、こんな感じでありました。

それから、もう一つは、ちょっと危惧している点があるんですけれども、自治会に入っていない、自主防災組織にも入っていないところ、どうするのというのが、実は問題としてあるのかな。だけど、自主防災組織の中には、自治会に入っていないけれども入っているようなところもあるのかなというふうに、そんなふうに思って、とりあえずこんな整理をということです。

○ 森 康哲委員

関連なんですけれども、今、委員長言われた、自治会に入っていない、例えばマンション丸ごと入っていなかったりするところが結構あると思うんですよ。そういうところの扱いや、また、自治会はもちろんですけれども、まちづくり協議会が中心で、その中に自治会や消防団や自主防災組織というのが組織されておって、そこを中心に防災訓練を組んでいる地域もあろうかと思うんです。

地域の特性によっていろいろな形があると思うので、自治会というところを包括して、今まで僕らは議論してきたと思うんですけれども、今回、特出しでそういうふうな情報の中へ盛り込んでいくと、整合性がとれやん部分も出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の議論というのをこれからやっていくということによろしいでしょうか。

それと、もう一点ですけれども、19ページの先ほど早川委員が話をされたところで、その後の文言の、「本市においても同規模の集中豪雨が発生した場合には、深刻な土砂災害が発生する恐れ」があるというふうに記載されているんですけれども、これは、広島県はああいう土壌があって、なおかつ今までにない集中豪雨、雨量があって、ああいう災害が発生したと。

土壌が全然違うここの地形を見ると、違う災害が発生するおそれがあるんじゃないかなと。ああいう山崩れみたいな災害というよりは、地震による液状化や、また、集中豪雨や

と河川が氾濫したというような。今まで、伊勢湾台風も含めて、ここら辺に特化した災害に対しての強化をするような条例にするべきだと思うんですが、その辺はどうなんですかね。こういう記載をしてしまうと、逆に、確率でいうと、高い確率ではないと思うんですね、ああいう災害が。同じような災害が起きるといのは余り想定しにくいと思うので、それに合わせたいろんな対策、避難訓練や対応をしていくということであれば、少しずつしてしまうんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○ 小林博次委員長

このあたりは、少し議論を深めて修正する必要があるのかなというふうには思います。また持ち帰って、検討させてください。

○ 樋口博己委員

8ページの削除された部分なんですけど、自主防災組織の結成状況というところが削除されておるんですけれども、これはどういう意図で。別に自治会、自主防災組織の連記はあれですけど、あえて削除する理由が余り見当たらんような気がするんですけど、ちょっとこの辺を教えてくださいませんか。

○ 小林博次委員長

事務局からちょっと説明させます。

○ 伊藤議会事務局主事

今回の整理としましては、今までの定義としまして、自主防災組織が行う活動が自主防災活動という定義で行っておりましたので、今回のこの自主防災活動への支援、第18条というのは、趣旨的には自主防災組織によるもののみを規定する形として規定をしておったところでございます。

今回、その自主防災活動自体に自治会の活動も含まれるというように定義を変更しておりますので、そうすると、自主防災組織の結成というところにフォーカスを当てると、その部分について自治会の活動というものが、その分、説明の中でそがれてしまうこととなりますので、今回は自主防災組織というところの文脈をちょっと落とす形で、自治会と自主防災組織のほうの活動を支援していくというような文章での構成にしております。

ただ、文章の内容によって、自主防災組織の結成をもっと支援していくというような文脈をまた別の文章という形で配置することは可能かと思われますので、その点についてはご議論をいただければと思います。

○ 樋口博己委員

今、自治会、自主防災組織という話で議論があったところなんですけど、自主防災組織がこのように活動いただいているというところも事実なので、自治会もいろんな活動を補完と、補完と言うと失礼かな、一緒にやっているというのはわかるんですけど、やっぱり自主防災組織が目的団体なので、その目的団体の結成状況というのは、これはあえて消す理由はなくって、そのまま残して、今後もしっかり結成に支援、また、活動にも支援という位置づけは必要ではないかなと思うんですが。自治会と並列の部分を含めて、議論をお願いしたいなと思います。

もう一点。あと、総合治水対策の文言を。

○ 小林博次委員長

15ページね。

○ 樋口博己委員

これは、いわゆる土砂災害対策を項目として挙げるために、この総合的な治水対策の推進という言葉じゃなくて、水害に特化した文言にしたと思うんですけど、これは総合的な治水対策の推進よりも水害対策のほうがやっぱり言葉として、範囲としては広いという解釈で、こういうふうになっておるんですかね。何か狭まったような気がするんですけども、その辺のニュアンスはどうなんですかね。

○ 小林博次委員長

感覚的には狭まったという感覚があるんですけど、中身は特化して対応する。だから、豪雨の水害の中、発生の後、土砂災害があって、土砂のほうは最近特徴的な流れできているので、やっぱり特化して出したほうがいいのかなど。これ、両方とも特化して出す。こういう総合的な治水対策という中に土砂災害も含まれたようなニュアンスで進んできて、それを二つに分けた、こんな感じなんですけれども。

これは条例上のほかの文言との整合を図って、もう少し広く解釈をということであれば、そういう対応ができるとは思いますが、一遍、持ち帰って検討させてください。

○ 樋口博己委員

森委員が指摘された土砂災害は、豪雨だけに起因するものじゃないという、地震に起因するものも多い。むしろそっちのほうが多いんじゃないかというようなご意見だったんですけど、そういう考え方からすると、別に総合的な治水対策があったとしても、別で土砂災害という項目があっても別におかしくないのかなと思うような気もするんですが、また少し検討をお願いします。

○ 伊藤嗣也委員

土砂災害の、25条の関係で、これは追加していただくのは非常にいいことだと思います。

○ 小林博次委員長

19ページね。

○ 伊藤嗣也委員

はい。25条、19ページですね。

それで、ただ、崩れてくるところが、所有者がさまざまなことが想定されると思うんですね。そこに対してこの条例で、民が持っておったり、官が持っておったり、いろいろなケースがあると思うんですけども、それはもう全部含んでおるといような理解でよろしいのでしょうか。

○ 小林博次委員長

そんな感じで規定しました。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

この土砂災害のあたりでは、急傾斜地の危険地域に指定されているところが何カ所かあって、そういうものも資料としてお出しをさせていただこうかなと。森委員の指摘に加えて、大雨、集中豪雨が降って、例えば50mmを超え、100mmを超えるような豪雨があったときに、もつのかなという、やっぱりもたん可能性もある。ですから、対策、対応は、この条例をつくって対応をしていく必要があるのと違うかなという気もするんですけども。

理事者のほう、急傾斜地で土砂災害の発生危険、これを捉えておられると思うので、一回、そのあたり、ちょっと説明いただけます。

○ 真弓危機管理室長

土砂災害に関しましては、ここにも書いてあります土砂災害防止法というところがありまして、それによって、三重県が一番下の解説のところに書いてあります土砂災害の警戒区域とか土砂災害の特別警戒区域を指定してきます。

今現在、指定の状況につきましては、これまで終わっているのが四郷地区と下野地区と八郷地区と内部地区と桜地区、今年度中に小山田地区と水沢地区と河原田地区が指定されると。平成31年度に県、三重、常磐、神前、保々、羽津と、これをもって三重県は一応指定が完了するという形になっています。

これに伴って、私どもは土砂災害のマップをつくって、関係する地域の皆様にお知らせするという形になっています。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

もう一点だけ。例えば地震もあると思うんですけど、大雨等で、今、この条例では、市のほうがパトロールをするような捉え方をしておるんですが、例えば自治会さんとか自治会長とか自主防災組織の方がよく知っていますよね、どこが危険箇所だとか。そういう方のパトロールというのは、ここでは考えとして入っておるのか、もうそれは危ないのでやめろという方向なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○ 小林博次委員長

そのあたりの考え方、ちょっと出していただける。

○ 真弓危機管理室長

地域の皆様方のパトロールというところではありますが、やっぱり自分の命を守っていただくというところが一番でありますので、危険な場合については避けていただくことが必要だと思っています。それ以外で、少し雨が降ってきたところで見回りというのは、地域の皆様方にやっていただければなと思っています。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 坂倉消防本部消防長

私ども、この間の台風でも消防本部としての対応をさせていただいておるところでございますけれども、特に地域の状況を見に行くというのは、私ども、各地区に消防団がございますので、そこが車で回ったり。

きのうも実は消防団の皆様を集めて研修会を開催したんですけれども、災害情報アプリなんかを持っていただいて、消防団の方からも情報提供をいただくということで、消防本部としては、私どもの指揮下の中でいろいろと見回りをしていただくというふうな形で取り組んでおります。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

森委員、よろしいか。

○ 森 康哲委員

消防団がやるには、やっぱり一定のルールの中で安全を確保して、そういうパトロールを実施するというので、地区市民センターと連携をとりながらやっているという実態がありますので、その辺は自主防災組織とのつながりも持てるのかなと、そういう体制で消防は危機管理監とのつながりということで。

○ 小林博次委員長

ありがとう。

○ 森 康哲委員

補足で、済みません。

○ 加納康樹委員

今の本論からはずれるかもしれないんですけど、危機管理室長とかの話を知っていると、今、横で樋口委員のほうからも指摘がありましたけど、災害情報アプリの導入と今の危機管理室長の発言とって矛盾するような気もせんでもないんですけど、その辺はどういうトータル的な見解なんですか。

○ 坂倉消防本部消防長

今、私ども、アプリを市の消防職員、それから消防団員、それから市の職員、ちょっと限定をして運用をやっていこうというふうに思っています。そういった面で、前もこの情報提供のところで議論がございました。やはり市民の方が危険なところに行ってという行為はどうしても避けなくちゃいけないと、そういう思いもありますので、一報とは言いながらも、自分の命は自分で守る中で、安全を完全に確保した中で、いろいろと見に行っただけということもあろうかとは思いますが、やはりそこは、一番大事なところは安全を確保するという前提の中で、市民の方は動いていただきたいと思えます。

それから、私ども、いわゆる消防団、消防職員、それから市の職員につきましては、当然、ここも安全を確保するわけがございまして、ある程度、業務の中でしっかりと安全教育も受け、そういう連絡体制をしっかりと確保した中で、そういうようなパトロールをするというふうな位置づけで今運用しています。

ただ、災害のアプリでございまして、やはり私どもも今回、9月1日から運用していこうと思っています。運用者を限定してですけれども。

とはいうものの、市民の方からも情報提供をいただくというのは今までこの委員会でもご議論をいただいておりますので、いろんな効果とか課題とか、それから安全対策とか、そういうものも今後検証した上で、将来的には市民の方にもご活用いただいて、情報を共有していただくというような形に持っていけたらなと、そういうふうには思っています。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

じゃ、そんなところで、ぜひ気をつけてお願いします。

今話題になっているところ、議題のところで行きますと、自治会の文言のところに関しては、私としては、自治会連合会さんのほうからのお申し出もあったということですので、こういう形、正副委員長で整理していただいたのでよろしいのではないかと考えています。

先ほど樋口委員のほうから、自主防災組織の隊数とか結成率を消すのは何でかというところは、くどくなるかもしれないけど、じゃ、逆に、自治会の組織率、自治会数も放り込めばいいのかなという気もせんでもないので、それが文面にしてみてもくどくなければそうしていただくとありがたいですし、くどいようだったらこのままでもいいですしというのが意見です。

それと、もう一点の水害対策、土砂災害対策というのを盛り込んでいただいたのもタイムリーでいいとは思いますが、ただ、ここで水害対策を入れるとなると、ほかの条文でいくと、例えば津波対策というような条項があるんですけど。

となってくると、大前提の2条の定義の最初の(1)の災害というところがあるんですが、この災害というところで示したところのがそれぞれどこに行くのか。豪雨、洪水、これが水害対策に行くのはわかるんですけど、じゃ、土砂災害対策というのがこの災害のところにもうちょっと明記されないと、起こすのまではどうなのかなとか、その辺の整理が必要になってくるのかなという気がせんでもなかったのではというところだけ。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

そのあたりも含めて持ち帰って検討させていただいて、次の委員会に出させていただきますと思います。

ここで10分ぐらい休憩させてください。南側の時計で5分。

10 : 52 休憩

11 : 05 再開

○ 小林博次委員長

それでは、再開します。

では、ご意見、ご質問ある方、出してください。

○ 伊藤嗣也委員

パブコメのほうとの絡みもちょっと触れさせてもらって、61番のところで、緊急避難所のことを触れられていただいているんですけども、今回。

○ 小林博次委員長

11ページね。

○ 伊藤嗣也委員

はい。自治会という文言は明確にうたわれるような案が示されておられるわけですので、22条のところに福祉避難所、要は指定避難所と福祉避難所があるんですけども、福祉避難所に行かれる前に、各町内の自治会が管理しておる公民館や集会所へ一旦高齢者の方とか弱者と呼ばれる方が避難されて、そこから福祉避難所というふうになると思いますので、自治会さんという文言が入るんでしたら、ここに緊急避難所という文言も入れられたほうが丁寧なのかなと思うんですけど、一度ご検討いただければと思います。

○ 小林博次委員長

このところ、行政側の受けとめ方もあると思うので、持ち帰って検討しますが、理事者のほう、状況をちょっと説明していただけますか。

○ 加藤危機管理監

22条でございますが、パブコメの前は「避難所の整備等」という文言でございましたのが、このたびパブリックコメントを受けて、「指定避難所の整備等」というふうに修正案という状況というふうに受けとめておるんですけども、指定避難所といいますのはこの名のとおり、市のほうは地区市民センターなり小中学校等、要は、一般的には公共施設を市のほうで決めまして、そういった意味で整備という表現になっております。現実的には

伊藤委員がおっしゃいましたように、緊急避難所というのも地元の方に身近な避難所として活用していただくというふうなものとして、防災マップでも位置づけているところがございます。この中に入れるとなりますと、もう一工夫が要るのかなというふうには思っております。

○ 伊藤嗣也委員

緊急避難所を整備しろという意味じゃなくて、緊急避難所の場合、当然、そこを修繕する場合は2分の1、市民文化部から補助も出るわけですから。また、ただ、単位自治会さんがそこへいろんな救援物資とかも独自で備蓄されておったりもされておられるので、一つその辺も踏まえて、整備を行政側がしろじゃなくて、そういう緊急避難所もちゃんと地図に載っておったり、いろんなのに載っておりますもので、書いておいたほうが無難かなということでございますので、ご検討いただければ。

○ 小林博次委員長

持ち帰って検討はさせていただきます。

○ 早川新平委員

今、伊藤委員が指摘した緊急避難所とか、指定避難所とか、津波避難ビルとか、一般の市民の方って、このときはどこへ行って、このときはどこへ行く、それはあまり理解しにくくなっていて、認知されていないと思うんですよ。

それは行政側が一丸となって、広報でも何でも周知を繰り返ししていかなと、津波避難ビルといったら結構わかりやすいんだけど、指定避難所とか緊急避難所とか、そこが行政ももうちょっと周知していかなと、必ず想定外ですよという言葉が僕は出る可能性が非常に高いと思っています。

ですから、前も言うたと思うんですけど、気象用語で注意報と警報というのはもうほとんどの緊急時、わかると思うんですけど、これは理解力、天気予報みたいなもの、毎日、注意報や警報やとか、あるいは、特別警報やってたまたまあるので、やっぱりこれは繰り返し一丸となって行政が認知をしていかなと、近場の一番安全そうなところへ逃げるんですよ。

だから、特にうちら、下町のところで、海岸線に近いところで、海拔ゼロmのところで

あれば、このときはこれやって市民は余り認識していないと思っているので、これは一つ注意してもらおうほうが、繰り返し繰り返しやっていく必要があるかなと。ついでによろしい、一つ。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 早川新平委員

この修正箇所の方の17ページで、右の一番下の相模原市が参考に書いてもらってあるので、四日市も海岸線から山間部まであって、地域の特性に応じた対策と、先ほど理事者のほうから、山間部から順次崖崩れの危険性とか、そういったことを説明していただいたけれども、五、六年前に議会報告会で小山田地区へ行ったときに、総務常任委員会で行ったんですよ。たまたま津波の対策とかという話になったら、そこの方は津波ならどうでもええで、猿を何とかしてくればっかりやったですわ。

だから、そのところを、やっぱり地域の特性に応じた対策というのはここで目にしたので、こういう考え方も一考、必要だろうなという感覚があったので、発言をさせていただきました。

以上です。

○ 小林博次委員長

コメントを求める。

○ 早川新平委員

別にいいです。

○ 小林博次委員長

でも、前にも議論したところもあるけれども、もう一回、お伺いします。

○ 加藤危機管理監

早川委員のご指摘でございますが、実際、例えば避難場所にしても避難所にしても、津

波時には使えないというところもございますし、名称も幾つかでございまして、なかなか市民の皆様が正確に理解をしていただいているかというのは若干心もとないところもございます。

前回もお答えしましたけど、それこそ避難勧告なり避難指示についても同じような状況でございますので、これは何度も繰り返しいろんな媒体なり手法を使ってお知らせをしていくように、今後も努めていきたいというふうに思っています。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 小林博次委員長

とりあえず逃げ込むところが緊急避難所。市民の皆さん、やっぱり理解しにくいので、そのあたりをもう少し整理は要るかなと。

例えば訓練するとき、水につかるようなところで訓練していると、そこが避難所になっていなくても、釜石の訓練している場所へ、そこに逃げ込んだ人が全部死ぬんやわね、全滅するわけや。

だから、人間の習性って、一遍、そこで訓練すると、そこを避難所やと勘違いしてしまう。だから、あらゆることを想定して、とりあえず避難するところと、名称は別に、避難するところと、それから避難所へ行って生活をすると、こういうのはやっぱり明確に分けたほうがいいのかと。

それと、各地区の状況を見ていると、もう遠いところまでよう行かん人がうちの集会所で寝泊まりできるようにしてもらったら、これが一番ええというのが随分あるんやわね。だから、そのあたり、もう一遍実質的に市民が混乱しないような、そんなことを一遍シミュレーションしてもらって、実施して行ってほしいなと思うんやわね。やっている。

○ 真弓危機管理室長

委員長おっしゃられるとおり、命を守る避難場所と、その後の、災害が終わった後、家屋等が全壊等によって住めない場合について、一定期間避難される避難場所というのは分かれるんだろうと思って、これについては、今後についても出前講座、いろいろ媒体を通じて、皆さんにお伝えしていかなければならないと思っています。

あと、訓練の話も出ましたが、最近の防災訓練を見ていると、やっぱり地域をまたいで避難するというところの訓練も出てきておりますので、そのあたりも災害の状況に応じて、皆さん、いろいろ訓練されているというところも浸透してきたかなというような状況には思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございました。

パブコメに対する回答に対する意見はこの程度でいいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、きょう出た意見はもう一回整理させていただいて、次の委員会にお示しをさせていただくということで、きょうの委員会の大筋はこれで終わりたいと思います。

その次に、自治会連合会のほうから、今回、自主防災については、防災対策条例については随分関心が高いということで、意見が寄せられています。場合によっては、正副委員長、塩浜並みに出かけて行って、また意見を聞かせていただく、こういうことがあるのかなというふうに思っていますので、あらかじめご了解だけ得ておきたいなど。できれば呼んでいただかないのが一番いいんですけども、そんなようなことで対応していければなと思っています。

それと、提案されたパブコメとか、随分専門的な意見が入っていますし、条例整理のほうでちょっと手間がかかるということ、それから、さっき言いましたように、自治会連合会さんとの話がひょっとしてということが想定されますので、あらかじめ次の日程を4回ほど押さえさせていただいておきたいなど。それまでに終われば、もう終わる。だから、必要ならという、そういう押さえ方をさせておいていただきたいと思います。

それでは、まず、18回目、8月27日の午前10時。これは1個しか用意してありませんが、これしか時間はありませんでした、このあたりは。これでよろしいでしょうか、午前10時。

○ 早川新平委員

しかなかったんですよね。

○ 小林博次委員長

これでよろしいか。

(異議なし)

〔第18回日程は8月27日(月)午前10時と決定する。〕

○ 小林博次委員長

じゃ、よろしく。

その次が9月19日の午前10時か午後1時半、もしくは10月2日の午前10時または午後1時半。

どっちに。まず、9月19日、午前、都合の悪い方。午後、都合の悪い方。

それで、10月2日、午前10時、都合の悪い方。

そうしたら、一応10月2日の午前10時にさせていただきます。

〔第19回日程は10月2日(火)午前10時と決定する。〕

それから、その次に、10月9日午前10時または午後1時半。10月17日午前10時。

まず、10月9日の午前10時、都合の悪い方。

10月9日の午前10時に設定させていただきたいと思います。

〔第20回日程は10月9日(火)午前10時と決定する。〕

○ 樋口博己委員

これはもう日がないですね。

○ 萩須智之副委員長

近いですね。

○ 樋口博己委員

近いですがけれども。

○ 小林博次委員長

大丈夫。

○ 伊藤議会事務局主事

議論の内容のほうはどうなるというところもありますので、場合によってはそこも外して、その次の回にというか、そういうところもあるかと思います。

○ 小林博次委員長

目を回すかわからんけど、事務局が。

○ 伊藤議会事務局主事

議論の内容にもかかわってくるかと思いますがけれども。

○ 小林博次委員長

だんだん集約されてきていますから、全般にわたっての議論というのが減ってくるので、近くてもいけるかなと。

逆に言うと、ここしかもう日にちがないから。

ということです。

それから、その次に……。

○ 早川新平委員

9日ね。9日10時で決定。

○ 小林博次委員長

はい。じゃ、その次、10月29日の午後1時半、10月31日午前10時の二つですが、まず、29日のほう、午後1時半から都合の悪い方。

じゃ、10月31日の午前10時、よろしいか。

じゃ、一応10月31日午前10時を設定させていただきます。

〔第20回日程は10月31日（水）午前10時と決定する。〕

もう一回繰り返しますけれども、委員会があればこの日にやりたい。終了すればなしと、こういう感じで理解してください。

再確認しますと、8月27日午前10時、10月2日午前10時、10月9日午前10時、10月31日午前10時で予定しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、以上をもって、きょうの委員会、一応、委員会はこれで。

11:21 閉議